

住宅の耐震対策への取組みについて

～H17木造住宅耐震診断支援事業の概要～

皆様ご承知のとおり、我が国は、地震が多く、近年をとってみても震度6以上を記録した地震にたびたび見舞われています。

平成7年に発生しました兵庫県南部地震におきましては、20万棟をこえる全・半壊の建物被害がございました。

死者のうち、約9割が住宅の倒壊や家具類の転倒などによる圧死者となっております。

岩手県の近くでは、平成15年度に宮城県北部連続地震があり、5,000棟もの建物被害が生じています。

また、昨年10月には、新潟県中越地震があり、1万棟をこえる建物被害が発生し、建物の倒壊により死者が発生しております。

これらに共通した特徴としましては、一旦地震が発生した場合には、建物の被害が多く、それも旧耐震基準に基づく昭和56年以前の建物に対する被害が大きいことが挙げられます。

本県におきましては、新潟県中越地震の際に、建物被害が多く発生したことから、余震等の2次災害を防止するため、被災した建築物の危険度を判定する「被災建築物応急危険度判定」の支援を行いました。

支援は、10月28日から4回にわたり「応急危険度判定士」を派遣し、被災した建築物の状況を、赤（危険）、黄（要注意）、緑（安全）の3つに分類し、ステッカーを貼るなどの活動を行ったものです。

この活動の結果、本県の派遣支援では、約800棟の判定を行っております。

この写真は、「被災建築物応急危険度判定」を行った時に撮影したものです。

この2枚の写真は、小千谷市において全壊住宅を撮影したものであり、左側は柱が崩れ屋根のみが残る状況となっております。右側は、柱の一部が崩壊し壁が崩れたものです。

このような住宅倒壊を防止するような耐震対策が重要であります。

また、建物以外にも石塀などの被災がありました。

この写真は、長岡市で撮影したのですが、写真は、石塀に鉄筋がなく、路上側に倒壊したものです。

新潟県中越地震では、このような状況が数多く見られたとの報告がありました。

本県の地震発生 の切迫性については、平成12年に政府の地震調査委員会から公表されております。それによりますと宮城県沖地震が30年以内に発生する確率は99%であるとされています。

県におきましては、平成16年12月に総合防災室が「岩手県地震・津波シミュレーション及び被害想定調査」の結果を公表いたしました。

近年における地震被害

地震名称	発生日	最大震度	死者(人)	全壊(棟)	半壊(棟)
兵庫県南部地震	H7.1.17	7	5,502	93,162	108,055
宮城県北部連続地震	H15.7.26	6強	0	1,275	3,782
新潟県中越地震	H16.10.23	7	40	2,782	9,402
福岡県西方沖地震	H17.3.20	6弱	1	454	1,033

出典:総務省消防庁調べ

新潟県中越地震の際の対応



全壊住宅



石塀の倒壊

想定される最大震度は6弱であり、図に示したとおり、震度5強以上と想定される市町村も県南及び沿岸部の、32市町村に及ぶとされ、全壊家屋や半壊家屋が多く発生するものとされています。

本県の住宅の状況ですが、木造住宅が多く、約397,000戸の木造住宅があります。このうち、耐震基準が改正された昭和56年以前に建築された木造住宅は約192,000戸、約48%に及んでおります。

過去の地震の際の被害状況を踏まえれば、昭和56年以前の木造住宅に被害が発生し、圧死者も多かったことから、これらの住宅の耐震診断を進めて行くことが重要と考えております。

こうした状況の中で県の対応としましては、これまでは県民に対する普及啓発が中心でございました。具体的には、県民の方々に簡易に耐震診断を行って頂くために、自分で耐震診断が可能な「住宅の耐震診断リーフレット」を作成し、これを各地方振興局や市町村の窓口や、けんみん住宅プラザやいわて住宅祭等のイベントの際に配布する他、インターネットに掲載する等、さまざまな機会を捉えて、県民への普及啓発を行ってきました。

一方で、全国的な状況を見ますと、普及啓発だけではなく、耐震診断に助成を行っている府県は宮城県や神奈川県をはじめ、18府県に及んでいます。

東北においては、宮城県において耐震診断の助成制度を行っております。

今回、本県においては、切迫する地震に対応して、一層の耐震改修の促進が必要との認識をもち、対策に取り組んでいくこととしております。

その際の課題としましては、
 ○いつ起こるかかわからない地震のために費用をかけてまで耐震診断や改修をしようとする人は少なく、県民の方々の住宅の耐震性に対する意識が低いこと
 ○無料耐震診断と称して、その後の過度な耐震改修工事受注を行う業者が一部に存在するなど、耐震改修におけるトラブルの発生があること
 の、2点が上げられます。

このため、対応の方向性としては、県が耐震性の向上につながる費用の一部を負担することで、耐震改修への動機付けを与えると共に、安心して耐震改修が受けられるような仕組み作りが必要であり、

- 耐震診断に要する費用の助成
- 耐震診断を行う技術者の育成が、重要と考えております。

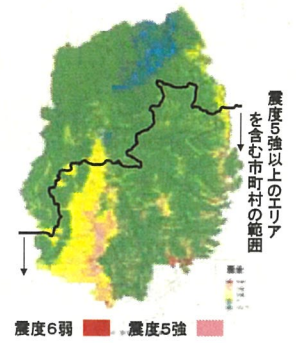
こうしたことを受け、平成17年度においては、「木造住宅耐震診断支援事業」を創設しております。この事業の柱の一つとして、**耐震診断に対する助成**があります。

この事業は、所有者が実施する耐震診断に補助する市町村に県が助成するものです。

- 具体的な条件としましては、
- 昭和56年以前の木造住宅であること
 - 「宮城県沖地震」で震度5強以上と想定される32市町村内であること
 - 県が認定する耐震診断士が耐震診断を行うこと

【岩手県地震・津波シミュレーション及び被害想定調査】

- ・想定最大震度 6弱
- ・建物の被害想定
 - 木造全壊 251棟
 - 木造半壊 580棟
- 「宮城県沖地震」で震度5強以上と想定される市町村数
 - 32市町村



を満たす耐震診断について市町村が補助する場合に、県が助成することとしております。

補助率及び補助限度額については、診断費用限度額3万円のうち、所有者負担分3千円を除いた2万7千円の2分の1を国が、4分の1を県が助成することとしております。

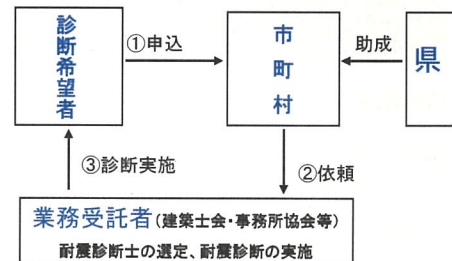
平成17年度予算においては、6,075千円の予算額で900戸の耐震診断を予定しております。

柱の2つ目の施策として、**木造住宅耐震診断士の育成**があります。

これは、耐震診断を行う技術者の育成を目的に、建築士会や建築士事務所協会等が行う講習会に県が講師を派遣するとともに、受講者を「耐震診断士」として県が認定・登録するものです。

これにより、平成17年度は、300名の「耐震診断士」の育成を目指しております。

この2つを柱として、耐震診断を促進いたしますが、実施の詳細については、今後、事業を直接行う市町村と協議することとなりますが、おおまかなスキーム(案)としてはこの図のようになると考えております。



- 耐震診断を希望する者は、まず、市町村に申込みを行います。
 - 申込みを受けた市町村は、建築士会や建築士事務所協会等の業務受託者に依頼があった旨を報告し、依頼を受けた業務受託者は、耐震診断士による耐震診断を実施します。
 - 耐震診断が終了した場合には、業務受託者は、市町村に報告を行い、市町村から補助を受けます。
 - 県は、1件当たり6,750円を限度額として、市町村が補助する額の2分の1を市町村に支払います。
- 以上が、17年度に行うこととしている「住宅の耐震対策への取組み」の概要であります。今後、この事業を推進していくため、県民や関係団体に周知を図るとともに、市町村への働きかけを行って、協力・連携をはかりつつ取り組んでいくこととしております。